

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和5年10月6日(金)

開会 10時00分

閉会 10時38分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕生水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸(再掲)、副教育長 上村和弘

次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、

次長(育成支援・社会教育担当) 山添達也、次長(研修担当) 荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

教職員課 課長 福井崇司、班長 若宮一哉、主査 鈴木良典

生徒指導課 課長 萬井洋、子ども安全対策監 元水伸美、係長 西村一宏、
充指導主事 中西諒介

5 報告題件名

報告1 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第2
次選考試験の結果について

報告2 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験につ
いて

報告3 令和4年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校
等の調査結果について

6 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

- ・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

- ・前回審議事項（9月21日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

- ・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

- ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、報告1から順に報告を受ける順番とすることを決定する。

- ・報告事項

**報告1 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について
（公開）**

（福井教職員課長説明）

報告1 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について
令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について、別紙の
とおり報告する。

令和5年10月6日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1枚おめくりください。1ページ目は、今回の試験の結果の概要をまとめております。
まず第1次選考試験は、筆答試験で教養試験と専門試験を行いまして、その結果、受験者
数が2,057名、そのうち合格者数は1,274名となりました。

第2次選考試験は、技能・実技試験、論述試験等、それから個人面接を行いまして、そ
の結果、受験者数は1,181名、うち合格者数は476名という結果になりました。少し下
がりまして、倍率を記載しておりますが、今回は全体で4.3倍となりまして、前年度と
同程度という結果になっております。もう少し下がりまして、全合格者のうち、特別選考
の合格者数は、それぞれ以下のとおりとなっております。

それから、3の育児休業等代替任期付講師については、名簿登載者数が163名という
結果となりました。

おめくりいただいて、2ページ目以降には、結果の詳細を記載しております。2ページ
は、校種、教科別の合格状況、それから3ページ目は、年度別の実施状況、4ページと5
ページは、任期付講師の名簿の登載状況を掲載しております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

大森委員

事前に教えてもらった時にも、メールの返信で書かせてもらったんですけども、工業の電気・電子が非常に厳しい。集まってないと言いますか。4ページや5ページを見ても、名簿登載0となると、最終的にゆくゆくは、今いる工業の電気・電子の先生たちがフォローしていかないといけなくなってしまうとなると、定年のこともありますので、教員が不足するで済めばいいんですけども、かなりまずい状況じゃないのかなと思います。とはいえ、非常に大学の方も成績の厳格化とかが進んで、工学部は特に電気・電子を中心に留年制度がかなり厳しくなっていて、通常の授業ですらかなり難しく卒業が厳しい。電気・電子は全国的にも4年で卒業できるのが7割ぐらいと言われている学部・学科ですので、何らかの手を打っていかなくちゃいけないと思います。三重大工学部の電気・電子はまだ免許取れるんですよね、工業の免許。その辺り、今後どういうふうな対応をされていくのかがちょっと気になるんですけど。

福井課長

まず全般的な対応としましては、次年度は講師を確保して対応していくということになるんですけども、その先、受験者の確保をどうするんだという辺りはですね、大学もそうですけれども、県内の専門の高校ともしっかり連携して、そこで学んだ学生がちゃんと戻ってきてまた三重県の教員をめざしていただけるように、そういう連携した取組というのはしっかりやっていきたいと思っております。

大森委員

電気・電子というのは教員養成系にない科目ですので、余計その工学部という中で、教員採用を担わないといけなとこなので、かなり厳しいかなと思う。引き続きよろしくをお願いします。

教育長

電気・電子に限った対策や対応は考えてみたことありますか。

福井課長

今回、電気・電子と水産が採用の見込みにも満たなかったということで、ちょっとここはしっかり対策を考えたいと思います。

教育長

しっかり考えていきましょう。

若宮班長

三重大大学なんですけれども、今の4年生から工学部で教員免許が取れるということで、今年も受験いただいて合格されております。

大森委員

その方が1人。

若宮班長

はい。

富樫委員

受験倍率が今年度と昨年度はそれほど変わらないってということなんですけれども、だんだんと下がってきているような状況もあると思うんですけれども、この辺りの質の担保ですとか、もしくは得点なんかは、面接にしても面接官の違いによって点数が変わってきたりとか、もしくは問題が違ふと実際の得点が変わってくる可能性があると思うんですけれども、そういった評価点が下がってきているということは、現在あるんですか。倍率が下がってくることによって、いわゆる学力レベルですとかそういったものが下がってきているという現状というのはあるんですかね。

福井課長

一概には言えないところもあるんですけれども、一応標準点というようなものを基準として設けていまして、それは今回の全受験者の平均点などを基にして、合否を決定しているというところがありますので、もしかしたらその平均点が下がって、全体の質が下がっているという可能性はあるかも分かりません。

富樫委員

そういった平均点の統計値みたいなものを取ってはいらっしゃると。

福井課長

そうですね。

富樫委員

下がっていった場合に、質をどう担保していくのかと心配になりました。

若宮班長

一定の基準を満たす受験者について合格を出しておりますので、質の方はその辺で担保させていただいております。

教育長

問題が違いますので一概に比較はできないんですけれども、一定の質の担保は、選考の時にはしている状況でございます。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告 2 令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験について（公開）

(福井教職員課長説明)

報告 2 令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験について

令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 10 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1 枚おめくりいただきますと、今回報告させていただきますのは、来年度実施の試験に関してですけれども、受験資格の拡大、それから、第 1 次選考試験免除要件の拡大という 2 点でございます。

まず、1 点目の大学 3 年生等を対象とした試験の実施についてということで、これは対象として考えておりますのは小学校の教諭でございます。この小学校の教諭は、倍率が特に低くなっているということ、それから、次年度の採用試験の実施が確実に見込まれるという理由から受験の機会を拡大するというので、大学 3 年生などについて、第 1 次選考試験の受験を可能とするというものです。大学 3 年生等で第 1 次試験に合格した受験者は、次年度に実施される採用選考試験の第 1 次選考試験の全てを免除するというようにしております。

それから 2 つ目の第 1 次選考試験免除要件の拡大についてというところですが、三重県内の公立学校等で常勤講師として勤務しながら採用試験を受験する方の負担を軽減するためという目的ですが、今年度実施の採用選考試験において、申込みと同じ校種・教科等の第 1 次試験に合格し、かつ、令和 6 年 4 月から来年度実施の第 1 次選考試験の実施日までの期間に、三重県内の公立学校等で講師として任用される予定がある方は、来年度実施の第 1 次選考試験の全てを免除するというものです。

少し下がっていただきまして括弧書きがございしますが、今年度実施の試験でも同様の特別選考というのは実施をしておりますけれども、第 1 次選考試験の筆答試験の教養試験を免除しているということはもう既にやっておりますが、この要件を来年度拡大するというものでございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告 2 はいかがでしょうか。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・報告事項

報告 3 令和 4 年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について (公開)

(萬井生徒指導課長説明)

報告 3 令和 4 年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

令和 4 年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 10 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長

1 ページをご覧ください。「1 調査の趣旨」です。この調査は、児童生徒の問題行動

等について、県内の状況を調査・分析することによって、その実態を把握し、生徒指導の一層の充実を図るために実施をしているものでございます。「2 調査について」は、文部科学省が示している各調査項目の基準等です。ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページをご覧ください。「3 調査結果の概要」です。ここでは主に県内の公立学校の状況について説明をさせていただきます。なお、詳細につきましては、7ページ以降に掲載をさせていただきます。

「(1) 暴力行為」についてです。令和4年度における本県公立学校の暴力行為の発生件数は1,268件で、令和3年度と比較すると313件増加し、県で記録が残っている平成11年度以降5番目に多くなっています。形態別では、生徒間暴力が全体の70.3%と最も多く、過去5年間同様の傾向が続いております。

3ページの「(2) いじめ」についてです。令和4年度における本県公立学校のいじめの認知件数は5,380件で、令和3年度と比較すると1,112件増加し、現在のいじめの定義になった平成25年度以降最多となっています。また、公立学校におけるいじめ重大事態の発生件数は10件でございました。いじめの発見のきっかけは、小中学校、それから県立高等学校で「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く、また、特別支援学校では「本人からの訴え」が最も多く、いずれも過去5年間を見ても最も高い状態にあります。

「(3) 不登校」についてです。令和4年度における本県公立の小中学校の不登校児童生徒数は3,845人で、令和3年度と比較しますと702人増加し、現在の不登校の定義となりました平成10年度以降最多となっています。1,000人当たりの不登校児童生徒数は29.1人となっております。

続いて4ページをご覧ください。高等学校の不登校の状況についてです。令和4年度県立高等学校の不登校生徒数は986人で、令和3年度と比較すると254人増加し、調査が開始された平成16年度以降最多となっています。

「(4) 高等学校における中途退学」についてです。令和4年度県立高等学校の中途退学者数は316人で、令和3年度と比較しますと、26人増加し、調査が開始された平成4年度以降最小でありました令和3年度よりも若干の増加が見られます。中途退学の事由は、全日制で「学校生活・学業不適應」が、また定時制と通信制では「進路変更」が最多となっています。

続いて5ページの「4 今後の対応方針」についてです。「(1) 暴力行為」についてです。1つ目ですが、児童生徒一人ひとりの規範意識を高め、自らを律する力を育む取組を進めるための研修会を実施いたします。2つ目、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、それから生徒指導特別指導員を必要に応じて学校に派遣し、暴力行為の防止や被害者支援を行います。3つ目、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントに係る研修を行い、各学校の取組につなげます。

「(2) いじめ」につきましては、1つ目、教職員が児童生徒一人ひとりの状況に応じた対応や支援ができるよう実践的な研修を行います。2つ目、学期に1回以上のいじめアンケートを継続するとともに、いつでも学校に相談できる環境づくりを進めます。3つ目、気づきリストの活用や、電話相談、SNSによる相談を継続することで、いじめの

早期発見・早期対応を進めてまいります。4つ目、学校がいじめを発見または情報を得た時には、組織で解消に向けて取り組むとともに、法やガイドライン、答申に即して対応いたします。5つ目、児童生徒がいじめをなくすためにできることを考えて行動につなげることができるよう、道徳教育を充実するとともに、6つ目のところですがけれども、情報モラル教育を進めてまいります。

「(3) 不登校」についてです。1つ目、絆づくりや居場所づくりを推進するなど、魅力ある学校づくりを進めてまいります。2つ目、スクールカウンセラーなどの専門家を含めたチーム学校で児童生徒や保護者の支援を行います。3つ目、市町の教育支援センターや校内教育支援センター、高校生を対象とした県立教育支援センターにおいて、多様な学びや活動を進めてまいります。続いて6ページの一番上ですがけれども、保護者相談会など、不登校の子どもと保護者同士が交流したり、専門家に相談したりできる場を提供してまいります。

「(4) 中途退学」についてです。2つ目、高等学校入学後はオリエンテーションや教育相談等により、生徒の悩みや不安に寄り添い、きめ細かく対応できるように努めてまいります。3つ目、県立教育支援センターにおいて、中途退学をした生徒を対象に個々のニーズに応じた支援に取り組むとともに、県立学校を通して、進路未定のまま中途退学した生徒に必要な支援情報が届くように取り組んでまいります。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

栗須委員

色々残念な結果であると思うんですけど、非常に大切なところだと思うんですけど、特にこのいじめの部分の先生方が児童生徒の些細な変化を見逃すことなくというところがあるんですけど、アンケートであるとか、色々な場で相談できるという環境を整えていこうというところなんです。その先生方自身の、10人いらっしゃったら10人の先生が、例えばこのいじめに対して、本当に自分がどのぐらいの気持ちを持って取り組んでいらっしゃるかという先生方のアンケートっていうのは、これだけは絶対になくすんだ、誰よりも先に見つけるんだという気合いを持っている先生がどのくらいいらっしゃるのかというのは大変失礼な言い方ですけど、先生たちの意識の調査って、あるんでしょうか。

元水子ども安全対策監

そういう意識調査っていう部分でしてるといいことではないんですが、この認知の増加数に関しては、やはり学校現場の方も積極的に認知していこうという形で、意識を高めていっているっていう成果と言うか現れではないかなと思っているんです。なので、おっしゃるように意識がどこまでかっている部分は、今後検討していく必要があるかなと思うんですけど、意識が高まってきている裏付けというか成果として、この認知件数が上がってきてるというふうに捉えております。

栗須委員

分かりました。

大森委員

悪い数字になってきたなと思うと同時に、大学でも非常にハラスメントや配慮が必要な学生とか退学の問題がここのところ非常に増えてきていて、ここにはちょっと書かれてないんですけど、今回こうなった外的要因っていうのは何があるのかなど。1つはおそらくコロナが明けて、対面が非常に増えて、大学でも同じことが言われているんですけど、コロナで発育期にコミュニケーションを取るという能力が欠けた状態で成長してきているのではないのかなということと、2つ目は、これは総合教育会議ですごく良い方では言われていますけど、自己肯定感が非常に強い子どもが増えてきたということを裏返すと、自己肯定感が強いということは、自分は正しいと思うことが強いということになってくると、やっていることを正当化しやすくなるんじゃないかと。これについてはちょっと時間ある時にどこかでまた教えてもらえればいいんですけど、例えば各学校別の自己肯定感のそういった子どもたちの比率とこのいじめの件数がどっちに動いているのか。正の相関があるのか、負の相関があるのか。負の相関があるのであればいいですけども、正の相関があるのであれば、ちょっと行き過ぎた自己肯定感の教育があるかもしれない。3つ目は、学習指導要領が変わったことによって、探究学習が増えてますよね。そのことによってグループワークとか考えるっていう教育をすごく現場で求められてて、大学も一緒ですけども、そうすると、それが苦手な子たちっていうのは今まで以上に行きたくなくなる。あるいはストレスがたまって誰かに当たっていく。それが僕らの中でもそういう話が出たりして、それが学力という評価が今までと違う学力に変わってきていて、とはいえ社会とか親もそうですし、学習塾さんもそういう対応ができてないとすれば、要は公教育の現場とサポートしている親とかそういった人たちの体制が違うという食い違いが出てきているのかな。だからアクティブラーニングっていうのがすごく良い意味で言われるから、乗る子はすごく良い感じに乗るんですけども、乗れない子はその言葉を聞くとかそういうことすらもう嫌がってしまっているっていうことがあるかなと思うんです。だからこの3点というのは、ここでは触れられてないんですけども、実は気になっていて、またどこかで時間のある時に教えてもらえればいいと思うんですけど、特に2つ目の自己肯定感の裏返しっていうことが起きてないのかなっていうのはちょっと気になっています。またいつでも良いので教えてください。

萬井課長

今、要因についてのことであったかと思うんですけども、資料のところには要因は書かせていただいているんですけども、様々な要因があると思っています。今おっしゃっていただいたように、コロナの影響も確かにございまして、令和4年度は令和3年度ほど学校の活動が制約されたわけではないんですけども、部活動であるとか学校行事とかそういったものが制限されている中で、目標を見出しにくかったということで長期に休むっていう部分もありますし、それから今委員おっしゃっていただいたよう

に、少しずつこう解除される中で、今まで長期で休んでいた子がなかなか通常学習の状態に戻りにくかった。あるいはグループ学習であるとかコミュニケーションがずっとここ2年間少ない生活をしている中で、そういったものを学校生活の中で求められるという場面が出てくるということで、それがストレスになったっていうことは私どももそれは感じているところです。それから、自己肯定感につきましては、ちょっと我々どちらかというと子どもたちの自己肯定感がそんなに高くないのかなという思いがございまして、今ちょっとお話を聞かせていただいて、より深く我々も分析をしていかないといけないのかなと考えたところでございます。

教育長

その件に関しては、私も思うところがあるんですけど、今回いじめの認知が増えてるっていうのを悪く捉えるのか、認知が進んだと捉えるのか評価の仕方が難しいところがあると思ってございまして、今回増えたことは一定全国的には認知が進んでいるというような評価がされていて、私も昨日議会でも聞かれたんですけども、認知の進んでいる状況というのは決して悪いことではないので、これは良いことか悪いことか評価はなかなか難しいですということを申したんですけども、ですので、自己肯定感との関連を調べる際も、今回増えていることがその学校の取組が進んでるといふふうにも捉えられますので、なかなか分析しにくい部分があるかなとは思っています。

大森委員

まだ多分研究途中だと思います。確定したそういう研究結果が出てないと思うので何とも言えないんですけども。

教育長

ちょっと認知が相当進んだ段階で、自己肯定感との関係がどうなのかとかそういう研究や分析をしてみることもかなり重要だと思いますので、しっかりとその辺は念頭に置きながら進めていきたいと思っております。

富樫委員

関連して、認知件数の増加と重大事態の発生件数との関連っていうのはどうなのかなっていう。今回10件という昨年度の数だけなんですけれども、認知件数の増加とともに重大事態も増えてるのであれば、ちょっとそれは由々しき問題になってくるんですけど、重大事態の方はそれほど増えてなくて認知件数が上がってるというのであれば、良い方向というか、気付くようになってきているという意味合いなのかなというふうに思ったんですけども、重大事態自体は、ここ5年間ぐらいは10件ぐらいで変わらないということでもよろしいですか。

元水子ども安全対策監

重大事態についてもやはり増加しております。ただ、本県に関しては、大きく増加しているというわけではなくて、この10件も小中学校を合わせた形になってございまして、小中学

校は所管の市町の教育委員会の方も把握する話になってくると思いますので、県立に関して言わせていただくと、昨年0件というのが本年3件という形になってきています。この増加の要因ですよね。全般的に見させていただいて、学校現場の方はなかなか初期対応がうまくいかなくて、それが深刻化し複雑化していったという事案があったり、あとは初期対応でしっかり対応しているんですけど、学校復帰が難しかったという形で欠席数が増えていったという形になってきています。いずれにしても、重大事態の初期段階で、こういう些細な出来事が重大になってきているという傾向があるかなと言えると思います。

教育長

重大事態についても、我々としても積極的に重大事態と認定していかないと手遅れになってしまうという、前からいじめ対策審議会から提案とかも受けまして、しっかり取組を強化した結果になっていきますので、今の段階で増減がどうかを少し議論してはどうなのかなという気もしています。

富樫委員

基準がちょっと変わってきているようなところもあるんですね。

教育長

我々としては、しっかりと対応するようになってきているっていうふうな形に思っております。今後ともこういう事態が増えてきそうなことであれば、しっかりと対応しなければならないと思っておりますし、その辺も含めて見ていただければと思います。

井ノ口次長

大森委員の最後の3つ目の指摘なんですけれども、確かに学習指導要領が変わって、探究活動とか体験活動が重要になってきて、割合も増えてきていると思います。そのことによって、めざす学力はもちろんそうなんですけれども、児童生徒にとってそれが苦痛になるという子どもたちもいるのではないかなと思います。例えば、体育の授業があるからこの日は行きたくないとか、それは昔からあったような感じがしております。その中で、教員の授業のやり方だと思うんです。今ICTも進んできましたので、昔ならば対面でわいわいがやがやグループ活動しておりましたけれども、今はICTを使って皆が同時に打ち込んで発表するという、ICTの活用次第で緩和される部分もあると思いますので、教員がしっかりと授業展開を考えていくべきだというふうに考えました。

北野委員

この件数の中なんですけれども、これって対生徒同士なのか、もしくは、この数字の中に対先生からのいじめもしくは保護者からのいじめっていうのは、具体的にこの数字の中で調査しているのがされているんでしょうか。

元水子ども安全対策監

生徒間のいじめという形になってくると思うんです。

北野委員

学校でアンケートとかもされていると思うんですけれども、その中で全て生徒からのいじめって感じのアンケートだっていうことですかね。

元水子ども安全対策監

このアンケートの方もいじめという聞き方をしていなくて、嫌な思いをしていないかとか嫌なことがなかったかという形で、そこから個別に面談したり教育相談に入っていますので、その中で聞き取りをしているという流れなっていますので。

北野委員

そうすると、このアンケートを取った数字が全てというわけじゃないんですか。この件数の中では。

元水子ども安全対策監

ではないです。

北野委員

そうすると、その省かれている内容もあると。このいじめだったり暴力行為だったりとか不登校でも、その内容によって生徒以外の案件は省かれているって感じですか。

元水子ども安全対策監

そうですね。そういうものもあります。

井ノ口次長

この資料の1ページの2の(2)にいじめとしてはこういうふうな定義であるというところがありまして、いじめというのは、児童生徒間のものをいじめと定義しておりまして、教員から例えばいじめであればそれは体罰とか、家庭内であれば虐待とか色々言葉があると思いますけれども、定義としては児童生徒間という形になっていますので、そういう形で子どもたちに対してアンケートは取っております。表現の仕方は、いじめという言葉を使わずして、より子どもたちの実態が分かるように、嫌な思いをしたことがないかとかという形で取ってますけれども、その中には前提として児童生徒間のということがありますので、ほとんど出てくるアンケートはその定義に従ったいじめとしてカウントしています。その中に教員のことや保護者のことがあれば、それは別の対応していくことになりますので、それは多くないです。

教育長

教員の場合はちゃんと対応していますよね。

佐藤次長

そうですね。きちんと対応できています。

教育長

教員との対応もそういうアンケートに書いてあった場合は、当然校長が問題視しまして、教員を呼び出してしっかり聴き取りをしたり、そういう案件になっていないかの配慮はしておりますので、ここの調査は生徒同士のものになっています。

北野委員

保護者からのそういう暴力というのはこういうアンケートの中ではやはり出てこないんですかね。違うところで調査されてるんですか。

元水子ども安全対策監

そうですね。当然虐待ケースとかも含めて扱っていると思います。

萬井課長

虐待家庭内における暴力とかそういったものの調査というのはしていないんですけれども、各学校では、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の子どもに近い教員が対応をする中で、子どもの様子をきちんと見て様子がおかしいなということであれば、すぐに管理職に報告をしてしかるべき対応をしていますので、学校が家庭内での虐待を把握して児童相談所等に通告をするというようなケースもございます。

教育長

私も1つだけあるんですけれども、津田議員が県議会でも言われていましたけれども、まだまだ学校現場では、いじめの認知をして皆で共有していくということに対して、少し引き気味に考えているとか消極的に考えている傾向のある方もまだ見えると思っております。そういういじめが起きたことに関して、先生自身の評価が下がるわけではなく、しっかりと皆で共有していただくことが重要だということを生徒指導の担当者の会議でもしっかり共有していただきますように、今後ともよろしく願いいたします。

副教育長

大森委員が言われたコロナの期間があったのでというところはやはり多分にあると思っております。いわゆる同調圧力というのが学校の集団生活の中で一定仕組みとして多かれ少なかれ子どもたちが感じる部分があって、コロナの2年間というのはそれと対極の自分で好きなようにできる時間というのが多くて、学校が始まってまた一緒になった時に、今まではそれが普通だったんですけど、そういう期間があった世代の子どもたちになりますので、そういうところの歪みっていうのはしばらく暴力であったりいじめであったり学校に来れない状況というのは傾向として続くと思うんです。なので、それを学校が全ての子どもたちにとって通いやすく、来て楽しい、自分の居場所があるというようなことをどういうふうにするかという。それが今までと同じやり方をしても多分だ

めだと思しますので、そこを意識してこれからやっでいかないといけないと思っでいる
ところだす。

—全委員が本報告を了承する。—

・閉会宣言